

○但馬広域行政事務組合事務局設置条例

平成7年11月1日

条例第6号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第7項の規定に基づき、但馬広域行政事務組合に事務局を置く。

(委任)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成7年11月1日から施行する。